

- ・ 採血事業者は、必要な時に安全で良質な血液を確保するため、献血者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼することが必要である。

- ・ 国、都道府県及び市町村は、当該制度の推進に協力することが必要である。

⑤ まれな血液型の血液の確保

- ・ 採血事業者は、まれな血液型を持つ患者に対する血液製剤の供給を確保するため、まれな血液型を持つ者に対し、その意向を踏まえ、登録を依頼することが重要である。

- ・ 国は、まれな血液型の血液の供給状況について調査をすることが必要である。

⑥ 複数回献血の推進

- ・ 国、都道府県及び採血事業者は、複数回献血検討会の検討結果を踏まえ、献血者に対し、献血の意義及び血液の需給動向など献血に係る継続的な情報提供を行うことにより、複数回献血を推進することが重要である。

⑦ 採血基準の在り方の検討

- ・ 国は、献血者の健康保護を第一に考慮しつつ、献血の推進及び血液の有効利用の観点から、採血基準の見直しを行うものとする。

⑧ 検査目的の献血を防止するための対策の検討

- ・ 国は、採血事業者と連携して、善意の献血者の協力を得つつ、感染症の検査を目的として献血を希望する者の血液を受け入れないための対策を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

(3) その他関係者による取組

- ・ 官公庁及び企業等は、その構成員に対し、ボランティア活動である献血に対し積極的に協力を呼びかけるとともに、献血のための休暇取得を容易にするよう配慮するなど、進んで献血しやすい環境作りを推進することが望ましい。

第3節 その他献血の推進に関する重要事項

(1) 献血推進施策の進ちょく状況等に関する確認・評価

- ・ 国、都道府県及び市町村は、血液事業の担当者が協議する会議を開催し、献血推進のための施策の進ちょく状況について確認及び評価を行うとともに、採血事業者による献血の受入れの実績についての情報を把握し、必要に応じ、献血推進のための施策の見直しを行うことが必要である。

- ・ 国は、献血推進中央連絡協議会等を活用し、献血の推進及び受入れに関し関係者の協力を求める必要性について都道府県、市町村及び民間の献血推進組織等と認識を共有するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(2) 災害時等における献血の確保等

- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時等における献血が確保されるよう、採血

事業者と連携して必要とされる献血量を把握した上で、様々な媒体を活用し、需要に見合った広域的な献血の確保を行うことが必要である。

- ・ 国、都道府県及び市町村は、災害時において、採血事業者等関係者と連携し、献血により得られた血液が円滑に現場に供給されるよう措置を講ずることが必要である。
- ・ 採血事業者は、災害時における献血受入体制を構築し、広域的な需給調整等の手順を定め、国、都道府県及び市町村と連携して対応できるよう備えることにより、災害時における献血の受け入れに協力する必要がある。